

役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 白い雲の会

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人白い雲の会役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）は、当分の間支給しないこととする。

(職員である者の特例)

第 3 条 役員でかつ社会福祉法人白い雲の会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が業務を行うため旅行をしたとき、あるいは理事会・評議員会に出席した場合及び監査等の業務に従事した時は、費用を弁償する。
2 費用弁償の額は、かしの木学園旅費規程（別表）の区分 1 を適用する。

(旅行命令)

第 5 条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第 6 条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、かしの木学園職員の例による。

附 則

この規程は、昭和 60 年 10 月 5 日から実施する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 15 年 10 月 5 日から実施する。
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。